

日本勤労者山岳連盟 労山山岳事故対策基金

規 定

第 1 章 総 則

第 1 条 [目的]

日本勤労者山岳連盟（以下、単に「全国連盟」という）は、遭難対策事業の一環として、労山山岳事故対策基金制度（以下、「労山基金制度」という）を運営する。

2．労山基金制度は、全国連盟に加盟する団体、およびその所属会員が山行中の事故により死亡、あるいは傷病により、多大な経済的負担を被ったとき、会員相互の互助精神に基づいて、その負担を軽減せしめ、併せて働く者の立場に立脚した正しい登山の発展に資することを目的とする。

3．労山基金制度を運営することは、国、地方自治体等公共団体をして、労山基金制度を含めた山岳遭難対策の実現を期せしめる運動を強力に推し進める妨げとなるものでなく、当面、我々の自衛の策として行うものである。

第 2 条 [種類]

この制度に「第一種基金」と「第二種基金」の二種類を置く。

2．第一種基金は団体を対象とし、「積立・貸付」方式とする。

3．第二種基金は団体および個人を対象とし、「寄付金納付・交付」方式とする。

第 3 条 [運営]

労山基金制度は積立金と寄付金等によって運営し、加入は任意とする。

2．労山基金制度への加入資格は次の各号のとおりとする。

(1) 全国連盟に加入している団体およびそれに属する個人であること。

(2) 団体にあってはその所在地、代表者の住居が明確であり、全国連盟費を滞納していないこと。

(3) 個人にあっては住居が明確であり、会費を滞納していないこと。

第 2 章 運営体制

第 4 条 [運営委員会]

労山基金制度を運営し、かつ将来に向けて健全な発展に資するため「労山山岳事故対策基金制度運営委員会」（以下、単に「委員会」という）を置く。

2．全国連盟理事会は総会の同意を得て、委員会を構成すべき運営委員若干名（委員長 1 名、事務局長 1 名を含む）を指名する。

3．運営委員の任期は全国連盟役員の任期と同一とする。補充された運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 [監査委員]

労山基金制度の公正な運営を期するため、その監査を任務とする「監査委員」2名を置く。

2. 監査委員は全国連盟監事をもってこれにあてる。

第6条 [事務局]

委員会に日常業務の処理のため事務局を置く。

第7条 [運営委員会の機能]

委員会の常務は次のとおりとする。

- (1) 労山基金制度の管理
- (2) 貸付、交付等の業務
- (3) 収支報告
- (4) 事故の確認、調査
- (5) 加入の勧奨
- (6) その他必要と認める業務

第8条 [会議]

委員会は委員長の召集により会議を行い、必要事項を決定する。

2. 委員会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数の賛意を要する。

第3章 監督体制

第9条 [指導、監督]

委員会は全国連盟理事会、同評議会の指導、監督を受ける。

2. 委員会は労山基金制度の業務について、全国連盟理事会に対し日常的に報告する。
3. 全国連盟理事会、同評議会は、委員会から付託された重要事項の審議を正当な理由なくして遅延させ、労山基金制度に重大な影響を与えたときは、連帯して責任を負う。

第4章 財政

第10条 [会計年度]

労山基金制度の会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。

2. 労山基金制度の保有する金員については、金融機関等への預金及び有価証券・不動産等で保全することができる。

第11条 [費用の区分]

労山基金制度は、第一種基金と第二種基金及び事務経費の区分とする。

2. 労山基金制度の事務経費の額は、委員会の発議により全国連盟理事会が定めるものとする。
3. 第二種基金払込金の20%を全国連盟の「安全対策基金」に提供する。但し、第二種基金払込金の20%が1500万円を超える場合は、「安全対策基金」への提供額は1500万円を限度とする。

第二種基金及び事務経費の単年度の剰余金は、当面は「安全対策引当金」として計上する。

第12条 [会計報告・および会計監査報告]

委員会は会計年度の経過後、速やかに会計報告および会計監査報告を、全国連盟理事会を経て

同評議会または総会に行うものとする。

第 13 条 [運用の区別]

第一種基金と第二種基金は各別に運用されるものとする。

第 5 章 第一種基金

第 14 条 [性格]

第一種基金に加入した団体（以下、本章中においては単に、「加入団体」という）は、所属する会員についての山行中の事故発生で資金を必要とするとき、定められた金額を限度として貸付を受けることができる。

第 15 条 [登録]

加入団体となろうとする団体（地方連盟を含む）は所定の手続きを行い、積立金を添えて委員会に申し込むものとし、これが受理された日時からその効力が発生するものとする。

2. 委員会は正当な理由を明示しないで登録の手続きを拒否してはならない。
3. 期間は1ヶ年とし、登録解除請求のない場合は自動的に継続するものとみなす。

第 16 条 [積立金]

積立金は1万円以上とし、単位は1万円とする。

第 17 条 [借受申請]

加入団体が本規定第 14 条により資金の貸付を受けようとするときは、書面を委員会に提出して申請するものとする。

2. 前項の書面には遭難者の住所、氏名、生年月日、職業、事故の原因、発生日時、場所、状況が記載されていなければならない。また、特に必要とする書類の添付、証拠となるものの提出を求められたときは、それらを遅延なく提出することとする。

第 18 条 [認定]

貸付の可否の決定は委員会が行う。

第 19 条 [貸付]

委員会は本規定第 17 条の申請書を受理した後、速やかに前条の決定をなし金員を貸し付けるものとする。

2. 前項の貸付を受ける際、加入団体は委員会に借用書を提出するものとする。借用書の名義人は加入団体の代表者、ならびにその地方連盟の責任者の連名とする。

第 20 条 [貸付限度]

第一種基金の貸付の限度は、加入団体が基金に積み立てている額の 10 倍までとする。

第 21 条 [返済]

加入団体は借受金の返済を、借り受けた翌月から4ヶ月ごとの3分割にて、返済月の月末までに行われなければならない。ただし、遭難者が労山山岳事故対策基金に加入している場合には、交付金の精算時に返済の相当額と相殺できる。

2. 前項の返済が遅延したときは、貸付金額の 0.5 %相当額を、遅延1ヶ月ごとに返済遅延事務経費として委員会に納付しなければならない。

第 22 条 [登録の解除]

加入団体は任意に登録を解除することができる。ただし、借受金の残額があるときはこれ

を全額返済しなければならない。

2. 解除請求は書面をもって行う。

3. 委員会は解除請求のあったとき、請求書面の受理後2ヶ月以内に積立金を返済しなければならない。

第 6 章 第二種基金

第 23 条 [性格]

第二種基金に加入登録した団体（以下、本章中においては単に「加入団体」という）および個人（以下、本章中においては単に「加入者」という）が山行中不測の災害を受け資金を必要としたとき、所定の手続きに基づき金員の交付を受けることができる。

第 24 条 [加入登録]

団体または個人が加入を希望する場合、所定の手続きにて委員会に登録する。

2. 委員会は正当な理由を明示しないで加入手続きを拒否してはならない。

3. 加入を継続する場合は、登録期間内にその手続きを完了することとする。

第 25 条 [登録期間]

登録期間は申し込みを受理した日から、委員会の定めた加入者の所属する団体または地方連盟ごとの登録期限月の末日までとする。

第 26 条 [寄付金]

寄付金は 1 口 1000 円とし、寄付金の口数を加入時に登録する。

ただし、団体の場合は、1 口 2000 円とし、1～5 口までとする。

2. 登録した寄付金は、加入者の所属する団体が次期更新月に納付する。

3. 定められた登録期限月以外に登録する場合は、1 口あたりの金額を別に定める。

第 27 条 [交付申請]

本規定第 23 条により資金の交付をうけようとするときは、書面を委員会に提出して申請するものとする。但し事故発生日より 30 日以内に事故報告のあったものに限る。

2. 前項の書面には、遭難者の住所、氏名、生年月日、職業、事故の原因、発生日時、場所、状況が記載されていなければならない。また、これらの事項が虚偽でないことの証人の確認書を添付しなければならない。

3. 前々項の書面の作成者は加入者の所属する団体の代表者として、地方連盟の確認を経て提出されるものとする。

4. 委員会は医師の診断書等、特に必要とする書類の添付、証拠となるものの提出を求めることができる。

第 28 条 [認定]

交付の可否の決定は委員会が行うものとする。

第 29 条 [交付]

加入者が本規定第 3 条、同 27 条に抵触したとき、または細則に定める山行規定に基づいていないときは、交付を受ける資格を失うものとする。

第 30 条 [交付の対象と算出方法]

交付金額および算出方法は細則の定めるところによる。

2 . 傷病による入院は交付の対象とし、事故発生日から 1 年以内の入院日数 3 ~ 210 日とする。

3 . 傷病による病院等への通院は交付の対象とし、事故発生日から 1 年以内の通院日数 3 ~ 50 日とする。

4 . 個人加入に限り救助費用を交付の対象とする。ただし、交付金額については定められた額の範囲内にて、救助実費と照合査定のうえ委員会が決定する。

5 . 交付は、個人、団体にかかわらず登録期間中 2 件までとし、限度額の範囲内で交付する。

第 31 条 [交付金の受領者]

交付金の受領は、加入者の所属する団体の代表者がこれを行う。

第 32 条 [交付申請の期限]

交付を受けようとする者は、事故発生日より 1 年以内に申請をしなければならない。ただし、特別の事由がありかつ期間内に委員会に連絡のあった場合はこの限りではない。

第 33 条 [交付金の返還]

交付を受けた後、交付当時に本規定に定める加入資格や交付資格のないこと、申請書面記載事項が虚偽であったことが判明したときは、交付金を返還しなければならない。これは交付を受けたものとこれらに加担したものの連帯責任とする。

第 34 条 [加入登録の解消]

加入の登録を解消する場合、所定の手続きを要する。

第 7 章 仮貸付、仮交付

第 35 条 [仮貸付、仮交付の条件]

委員会は本規定第 17 条による借受申請、および同第 27 条による交付申請がなされたとき、手続きの完結をまたないで仮に概算額を貸付、または交付することができる。

2 . 前項の仮貸付、仮交付をしたときは、委員会および仮貸付、仮交付を受けたものは速やかに清算しなければならない。

附 則

1 . 本規定に定めのない事項については、本規定の主旨に反しない範囲で全国連盟理事会が決定する。

2 . 本規定で委任を受けた事項、および委員会業務の処理に関する事項について、本規定の主旨に反しない範囲で、細則をもって定めることができる。細則は委員会が発議し、全国連盟理事会の承認をうけるものとする。

3. 本規定の改廃は、全国連盟理事会の発議により、同評議会または総会の決するところによる。

4. この規定は、2009年4月1日から施行する。

2014年2月16日改正（同年4月1日施行）

2016年1月1日改正（細則）

2018年2月18日改正（同年4月1日施行）

細則 - 1 [交付金額および算出方法]

交付金額および算出方法はこの細則による。ただし、個人の寄付金の申込口数が10口を超える場合は、10口を限度とする。

救助・搜索交付 + 死亡・傷害交付 = 交付金額

1. [救助・搜索交付]

申込口数 × 1000 円 × A 倍（A とは交付係数で「労山基金制度」に継続加入で変化する）

2. [死亡交付]

申込口数 × 1000 円 × 200 倍

3. [傷害交付]

(1) 団体の場合

(入院) 申込口数 × 80 円 × 入院日数 (3~210 日)

(通院) 申込口数 × 40 円 × 通院日数 (3~50 日)

(2) 個人の場合

(入院) 申込口数 × 800 円 × 入院日数 (3~210 日)

(通院) 申込口数 × 400 円 × 通院日数 (3~50 日)

4. 救助・搜索交付の増加

継続して労山基金制度に加入する場合、1年継続が増えるごとに10倍加算して交付する。加入初年度は300倍とし、最高400倍までとする。

5. いったん労山基金制度の交付を受けた場合、継続による倍率は1年据え置く。

細則 - 2 [山行規定]

1. 団体は、会員の登山活動を事前に管理する。

2. 事前管理には、技術教育、指導、訓練、健康管理、個別の山行管理を含む。

3. 個別の山行管理は、所属団体の定めにより山行計画書の提出によって行う。

4. 海外登山（トレッキングを含む）中の事故に対して交付を必要とする場合、登山計画書を事前に全国連盟海外委員会へ提出しておかなければならない。トレッキングとは異なる5000メートル以上の高所登山については、加入から1年以上経過した会員に対

して交付対象とする。

5．山行中の事故とは、交通事故（車および交通機関の事故）を除く登山口から下山口までの山行中の事故を指す。

6．人工壁での事故を、交付の対象とする。

細則 - 3 [交付の特典]

1．第二種基金の加入者のハイキングまたは軽登山の事故に対しては、定められている交付率の3倍まで交付する。ただし、通常交付の10口分までを交付の上限とする。

2．ここでいうハイキング、軽登山の事故とは、一般登山道、標高2000m以下、標準コースタイム5時間以内、日帰りの要件に該当するもの。また、岩場、沢、雪山、海外は含まない。当該山行がこれにあたるかどうかは労山基金制度運営委員会が認定する。

3．救助・捜索費用については、実費を越えないものとする。

4．交付に当たっては、労山基金制度運営委員会が調査の上、交付額を定める。

細則 - 4 [登録期限月の統一]

1．登録期限月は、加入団体または地方連盟ごとに統一する。

2．労山基金制度加入者の所属する団体は、労山基金制度運営委員会と登録期限月を定めるものとする。

3．規定第26条-3に基づく初回の寄付金は、定められた登録期限月までの残りの月数に、1口あたり100円を掛けて算出する。

4．交付を受けようとする場合、細則-1での継続年数は、当初加入月から算出し、寄付金についてはここでいう1口相当金額1000円として算出する。

細則 - 5 [二重遭難見舞制度]

第二種基金の加入者が遭難事故の捜索・救助の活動中事故に遭遇（二重遭難）した場合、この細則の二重遭難見舞制度を受ける事ができる。ただし、遭難者等の要請を受けた、組織的な捜索・救助活動中の事故であることとする。

1．この二重遭難見舞制度は、細則-1の交付金額に定められている交付率の5倍で交付する。ただし、救助・捜索交付は一次遭難者分を除き二重遭難事故分費用の5倍の限度枠内で実費交付する。

2．この制度の適用を受けようとする場合は、書面で当該団体代表者の救援依頼証明書、地方連盟代表者の事故証明書を添付しなければならない。

細則 6 [第二種付加見舞金制度] 【公開山行の事故見舞金の交付要件と交付回数の限度】

第二種基金への加入者が責任者（リーダー等）になり、団体の主催する公開行事や公開山行などで、会員外である第三者が死亡または傷病などの事故にあった場合（行方不明も含む）、責任者である労山会員の所属する団体に、被害者または遺族に支払う見舞金を交付する。この交付では、不特定多数に周知したことの証拠を示すこと。企画内容が「交付の特典」の5要件を満たしていること。企画・準備の段階で、通常必要な安全対策を講じた根拠を示せる

こと。また、交通機関等の事故については対象としない。この制度の適用による交付の決定については、労山基金制度運営委員会が行う。

1. この交付は、会員外である第三者が事故者である場合に適用される。
2. 交付金額は、第三者の被害に応じ次のランクで交付する。金額のランク決定については、労山基金制度運営委員会が行う。

- (1) 死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病-----30 万円
- (2) 3 日以上入院または 20 日以上長期通院を要する重度の傷病-----10 万円
- (3) 短期の通院（3 日以上～20 日未満）などの治療を要する軽度の傷病----- 3 万円

3. 登録期間内の交付回数は 2 回までとする。

交付申請は、当該の団体の責任者が、事故発生後30日以内に手続きを行うものとする。ただし、理由があつて申請の遅延のおそれがある場合は、あらかじめ労山基金制度運営委員会に連絡をすること。

4. 申請に必要な書類は山行計画書等、労山基金制度運営委員会が別途、これを提示する。
5. 交付金は、当該の申請した団体の代表者に支払うものとする。
6. 交付金受領後は、労山基金制度運営委員会が指定した受領書を速やかに提出するものとする。
7. 申請に虚偽の行為があつた場合、申請は取り消され、すでに受納した交付金は返済しなければならない。
8. この細則に該当しない事項については、労山基金制度の規定および他の細則を準用するか、または、労山基金制度運営委員会が判断を行う。

細則 - 7 「不動産等の管理」

運用・運営は、全国理事会のもとに「不動産委員会」を設置し、その管理規定は別途定める。

細則 - 8 [疾病が主因となる事故の交付]

疾病が主因の登山事故であることが明白な場合、死亡・傷害および入通院の交付については、通常の3分の2の交付内容とする。

細則 - 9 [救援者費用]

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要性が生じた場合、交通費の実費について 10 万円を限度として交付する。ただし、救助捜索費を申請する場合は、この救援者費用は交付対象から除外する。また、海外については対象としない。

細則 - 10 [無事故報奨金制度]

1. 10年間交付申請のない団体に対して無事故報奨金を交付する。

報奨金は、前年度の寄付金額の 10 %を目途にし、当該年度の該当団体数を勘案して按分する。